

令和6年度カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金 Q&A

※質問日ではなく、質問の類似性でまとめています

令和6年4月12日現在

大項目	小項目	質問	回答	質問日
制度全般	応募資格	共同事業者のミニマムエフォート制限（全体事業費に占める共同事業者の事業費の割合）はあるでしょうか。	お示しの制限はありません。	4月10日
制度全般	応募資格	申請者または委託先が過去、国（環境省やNEDO）の支援を受けていた企業だった場合、何かしらの制約はありますか。本事業での開発項目と過去の国から支援を受けた開発項目の内容は異なります。	お示しの制約はありません。	4月12日
制度全般	応募資格	実証終了後、本事業で導入した装置をPRし、設置施設への来場促進を行う計画を予定しています。その際にその施設の来場ポイントを付与するなど来場者への便益の供与を行っても良いですか。その場合、何かしらの制約はございますか。	お示しの来場促進のPR活動に制約はありません。	4月12日
制度全般	補助対象経費	複数の事業者で共同で申請し、補助をいただく場合の、各社の自己資金部分の精算方法について質問です。 補助金の上限は補助対象経費の3分の2以内とのことで、「補助事業の申請者」「共同事業者」「協力事業者」それぞれで自己資金で実施する部分がありますが、その自己資金部分の負担割合を各社間で調整することは問題ないでしょうか。 当社が「補助事業の申請者」となり、子会社を「共同事業者」とし、当該「共同事業者」の自己資金負担部分を当社が負担することを考えております。 また当社と当該子会社の間以外にも、「補助事業の申請者」と他の「共同事業者」との間、もしくは複数の「共同事業者」相互間で自己資金負担部分の調整を実施することも可能か確認させていただきたいです。	補助事業に要する経費であれば問題ありません。 なお、公募要領 p 5「補助事業における利益等排除」及び公募要領 p 12「財産の管理及び処分の制限」など、負担する経費の内容や用途について定める規定もありますので、ご注意ください。	4月12日
制度全般	採択事業の公表	交付申請書の「1 実施体制」に「注）採択された場合、申請者のみならず、実施体制のすべての名称が大阪府のHPで公開されます。」とあります。申請者・共同事業者の担当者氏名、電話番号、E-mailなど、個人情報に関する部分も公開されるのでしょうか。	申請者・共同事業者の担当者氏名、電話番号、E-mailなど、個人情報に関する部分は公開しません。採択された補助事業について、企業名、計画名称、事業計画概要を大阪府ホームページにて公表します。補助事業を共同して行う場合は、代表者だけでなく、共同事業者及び協業事業者を含むすべての事業者名を公表します。	4月4日
申請書	提出書類	提出書類として、「直近2年間分の決算関係書類（財務諸表）」との記載（P7）があり、財務諸表を提出したいと考えています。この場合、提出すべき書類として、 1）子会社を含めた連結財務諸表、 2）単体財務諸表、の何れが好ましいのか、御教示を頂けると幸いです。宜しくお願いします。	2）単体財務諸表の提出で結構です。	3月28日

令和6年度カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金 Q&A

※質問日ではなく、質問の類似性でまとめています

令和6年4月12日現在

大項目	小項目	質問	回答	質問日
申請書	提出書類	提出書類 イ「直近2年間の決算関係書類(財務諸表)」について、ホールディングス化に伴い応募企業の決算書類が必要期間分ない場合、どうすればよろしいか。(本決算が9月でHD化が4月のため、決算書類は半期分しかない)	ホールディングス化前の決算関係書類を用意できる場合は提出してください。用意できない場合は、可能な範囲で提出してください。	4月4日
申請書	提出書類	提出書類の決算書について、弊社は3月決算で1期目を終えたばかりですが、締め切りまでに決算確定させることが困難な状況です。この場合、決算書の提出は不要でしょうか。もしくは、他の書類の提出が求められますでしょうか。	お示しの場合、応募書類提出時に決算関係書類の提出は不要です。決算関係書類が完成した後、速やかにご提出ください。	4月9日
申請書	提出書類	大阪府外の共同事業者と申請する予定です。提出書類の納税証明書は共同事業者が府外の場合、共同事業者がある都道府県発行の納税証明書でよろしいでしょうか。	共同事業者の本社が大阪府外の場合でも、支所等が大阪府内にある場合は、府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額がないこと」の証明書を提出してください。支所等も含め事業者全てが大阪府外にある場合には、所在する都道府県税事務所の納税証明書を提出してください。	4月4日
申請書	提出書類	支所等も含め事業者全てが大阪府外にある場合には、所在する都道府県税事務所の納税証明書を提出する必要がある認識ですが、弊社は2024年3月で1期目を終えたばかりのため納税ができておらず、所在する都道府県税事務所での納税証明書が発行できません。この場合、a 府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額がないこと」の証明書の提出は不要でしょうか。もしくは、代替する書類の提出が必要でしょうか。	設立後間がないため納税されていない場合でも、大阪府では、法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書をお持ち頂ければ、府税事務所において「未納の徴収金の額がないこと」の証明書を発行しております。管轄の都道府県税事務所へご確認いただきご提出頂きますようお願いいたします。	4月9日
申請書	提出書類	登記事項変更証明書について、代表者が住所変更したため変更登記が締め切りまでに間に合わない可能性があります。この場合、代表者の住所変更前の登記事項変更証明書を利用することは可能でしょうか。また、この場合第1-3号(暴力団等審査情報)に記載する代表者住所は新しい住所で問題ないでしょうか。	お示しの場合、応募書類提出時は、代表者の住所変更前の登記簿謄本又は現在事項全部証明書をご提出ください。変更登記が完了した後、速やかに変更後の登記簿謄本又は現在事項全部証明書をご提出ください。郵送の際は、変更登記中である旨のメモを同封してください。 第1-3号(暴力団等審査情報)に記載する代表者住所は、新しい住所を記載してください。	4月9日
		提出書類の現在事項全部証明書について、代表者の住所が変わり変更登記が締め切りまでに間に合わない可能性があります。この場合、代表者住所変更前の現在事項全部証明書を利用することは可能でしょうか。また、第1-3号(暴力団等審査情報)に記載する代表者の住所は新しい住所で良いでしょうか。		4月9日
申請書	提出書類	交付申請書に代表者名の部分に「印」がありませんので、代表者印は不要としてよろしいか。	代表者印の押印は不要です。	4月4日

令和6年度カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金 Q&A

※質問日ではなく、質問の類似性でまとめています

令和6年4月12日現在

大項目	小項目	質問	回答	質問日
申請書	事業計画書	経費配分資料（エクセルファイル）の「府内中小企業が担う事業に要する経費（企業ごと）」は、代表事業者ないしは共同事業者となる府内中小企業の経費を入力するとの理解で良いでしょうか。府内中小企業が事業者の委託先や調達先の場合は、「補助事業者ごとの事業に要する経費」に記入すれば良いでしょうか。	代表事業者または共同事業者、外部発注先が府内中小企業である場合は、「府内中小企業が担う事業に要する経費（企業ごと）」に、企業ごとに経費を記載してください。お示しの場合、「補助事業者ごとの事業に要する経費」は記載不要です。記載にあたり、「応募様式記入例」を参考にしてください。	4月10日
申請書	事業計画書	提出資料に記載する企業概要の従業員数について、出向者として勤務する社員は従業員に含まない認識で正しいか。	従業員数は、中小企業基本法の「常時使用する従業員」の考え方に基づいて算定した数を記載してください。 ※「常時使用する従業員」について、中小企業庁は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しているとされており、出向者が、当該条文をもとに従業員に含まれるかどうかご判断をお願いします。	4月11日
申請書	提出方法	提出書類はバラ（あるいはクリップ止め）でよいでしょうか、あるいはファイルなどに綴じる必要はあるでしょうか。	提出書類はファイルなどに綴じる必要はありません。	4月4日
対象経費	発信・披露	カーボンニュートラル技術開発・実証事業の取り組みを広く認知いただくための資料（例えばカタログなど）を作製する費用は事業費の補助対象に該当しますでしょうか。	対象に該当します。 作成する資料等が、公募要領p1（注2）の万博時の披露の理解や集客の促進、p12「成果等の発表・PR」への活用など、万博の最大の活用につながるようご注意ください。	3月29日
対象経費	契約等	プラスチック廃棄物の新規燃料を製造するPJを検討していますが、この実験用の製造装置の購入先が海外会社となりそうですが、補助の対象となりますでしょうか。 また、相見積もりは国内外問わず4社以上必要になりますでしょうか。	購入先の企業が国内外かを問わず補助対象となります。発注等の契約は、原則として、複数の者から見積書を徴収し、比較検討する必要があります。契約内容によって見積徴収の数は異なるため、詳しくは公募要領をご確認ください。	4月1日
対象経費	契約等	実験用の製造装置の購入に関して、発注から納品までのリードタイムが3.5～4.0か月ほどかかります。一方で、本事業の決定が2024年6月頃となっておりますが、事前の発注などは可能でしょうか。補助事業採択可否に問わず、弊社としては投資することを意思決定しています。	装置を事前に発注し、補助事業に使用することは可能です。ただし、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行った経費が補助対象となるため、交付決定前に発注した装置の購入額は補助対象外となります。	4月1日
対象経費	その他	補助事業を実施する上で特許化を考えております。 出願費用などの知的財産関係の経費も計上可能でしょうか。	知的財産に関する経費は補助の対象にはなりません。補助事業に関する知的財産権を補助事業年度及び補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、またはそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく知的財産権取得等届出書を提出しなければなりませんので、ご注意ください。	4月4日